

大阪市告示第628号

次の施設について、大阪市立プール条例（昭和49年大阪市条例第41号）第3条第2項の規定に基づき、次のとおり臨時開館及び供用時間の変更について承認したので、同条第3項の規定に基づき告示する。

令和7年4月30日

大阪市長 横山英幸

1 臨時開館

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年5月7日（水）	午後2時から 午後7時まで
大阪市立 旭屋内プール 水泳場	令和7年5月13日（火）	午前10時から
	令和7年5月27日（火）	午後1時まで

2 供用時間の変更

施設名	年 月 日	供用時間
大阪市立 旭屋内プール 水泳場 トレーニング場	令和7年5月1日（木）から 同月2日（金）まで	午前9時から 午後9時30分まで
	令和7年5月5日（月）から 同月6日（火）まで	
	令和7年5月8日（木）から 同月9日（金）まで	
	令和7年5月12日（月）	
	令和7年5月14日（水）から 同月16日（金）まで	

令和 7 年 5 月 19 日（月）
令和 7 年 5 月 21 日（水）から 同月 23 日（金）まで
令和 7 年 5 月 26 日（月）
令和 7 年 5 月 28 日（水）から 同月 30 日（金）まで

（経済戦略局スポーツ部スポーツ課）